

○総務省訓令第 号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
(無線局の免許及び再免許並びに予備免許) 第3条 〔略〕 〔(1)・(2) 略〕 (3) 無線局事項書に記載された事項は、次のアからクまでに適合するものであること。 〔ア～オ 略〕 カ 無線設備の設置場所は、次の条件に適合するものであること。 〔(ア)～(ウ) 略〕 (エ) 890MHz 以上の電波を使用する特定の固定地点間の無線通信を行う無線局は、次のとおりであること。 〔A 略〕 B 回線経路及びプロファイルからみて、その電波伝搬路の地上又は水上への投影面に建築物等が建築された場合においても、正常な伝搬路が確保され、かつ、近傍反射による伝搬障害を受けない見込みのものであること。 〔C 略〕 〔(オ)～(キ) 略〕 〔キ・ク 略〕 〔(4)～(14) 略〕 〔第4条～第39条 略〕 第12章 伝搬障害防止区域の指定 (伝搬障害防止区域の指定基準) 第40条 〔略〕 〔(1)・(2) 略〕 (3) 電波伝搬路の中心線のすべて又は一部が地表又は水面からの高さが45m 以上であること。 第41条 前条の規定にかかわらず、電波伝搬路の中心線のすべて又は一部が地表又は水面からの高さが45m 以上の部分において、次に掲げる事項により伝搬障害を生じる見込みのあることが指定の際に明らかであるときは、伝搬障害防止区域の指定を行わない。ただし、<u>(4)又は(5)</u>に掲げる指定行為により伝搬障害を生じる見込みがある場合において、重要無線通信を行う無線局の免許申請者又は免許人が、当該指定行為により実際に伝搬障害が発生するまでの間伝搬障害防止区域の指定を希望するときは、この限りでない。 (1) 既設の高層建築物等(最高部の地表又は水面からの高さが31m を超える建築物その他の工作物(土地に定着する工作物の上部に建築される一又は二以上の工作物の最上部にある工作物の最高部の地表からの高さが31m を超える場合における当該各工作物のうち、それぞれの最高部の地表からの高さが31m を超えるものを含む。)をいう。<u>別添8において同じ。)</u> 〔(2) 略〕 (3) 建築確認申請がなされた場合において、当該申請に対する処分後に予定される指定行為 〔(4) 略〕	(無線局の免許及び再免許並びに予備免許) 第3条 〔同左〕 〔(1)・(2) 同左〕 (3) 〔同左〕 〔ア～オ 同左〕 カ 〔同左〕 〔(ア)～(ウ) 同左〕 (エ) 〔同左〕 〔A 同左〕 B 回線経路及びプロファイルからみて、その電波伝搬路の地上投影面に建築物等が建築された場合においても、正常な伝搬路が確保され、かつ、近傍反射による伝搬障害を受けない見込みのものであること。 〔C 同左〕 〔(オ)～(キ) 同左〕 〔キ・ク 同左〕 〔(4)～(14) 同左〕 〔第4条～第39条 同左〕 第12章 〔同左〕 (伝搬障害防止区域の指定基準) 第40条 〔同左〕 〔(1)・(2) 同左〕 (3) 電波伝搬路の中心線のすべて又は一部が地上高45m 以上であること。 第41条 前条の規定にかかわらず、電波伝搬路の中心線のすべて又は一部が地上高45m 以上の部分において、次に掲げる事項により伝搬障害を生じる見込みのあることが指定の際に明らかであるときは、伝搬障害防止区域の指定を行わない。ただし、<u>(4)</u>に掲げる処分等に係る指定行為により伝搬障害を生じる見込みがある場合において、重要無線通信を行う無線局の免許申請者又は免許人が、当該指定行為により実際に伝搬障害が発生するまでの間伝搬障害防止区域の指定を希望するときは、この限りでない。 (1) 既設の高層建築物等(最高部の地表からの高さが31m を超える建築物その他の工作物(土地に定着する工作物の上部に建築される一又は二以上の工作物の最上部にある工作物の最高部の地表からの高さが31m を超える場合における当該各工作物のうち、それぞれの最高部の地表からの高さが31m を超えるものを含む。)をいう。) 〔(2) 同左〕 (3) 建築確認申請を行い処分を受けるまでの指定行為 〔(4) 同左〕

(5) 次に掲げる処分等に係る指定行為（申請がなされた場合において、当該申請に対する処分後に予定される指定行為を含む。）

ア 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 37 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定による許可（港湾区域内の水域の占用に係るものに限る。）

イ 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成 30 年法律第 89 号）第 8 条第 1 項の規定による指定、同条第 3 項の規定による公告及び同法第 10 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定による許可

ウ 都道府県の条例又は規則に基づく許可（国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 3 条第 2 項第 2 号の公共用財産のうち、水域（漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項から第 4 項までの規定により指定された漁港の区域、港湾法第 2 条第 3 項の港湾区域、海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 2 条第 2 項の一般公共海岸区域及び同法第 3 条第 1 項の海岸保全区域、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 4 条第 1 項の一級河川の河川区域（同法第 6 条第 1 項の河川区域をいう。以下この号において同じ。））、同法第 5 条第 1 項の二級河川の河川区域及び同法第 100 条第 1 項の準用河川の河川区域並びに海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第 2 条第 5 項の海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の区域内の水域を除く。）にあるものの使用又は占用に関し、国有財産法第 9 条第 3 項の規定により都道府県が行う事務であるものに限る。）

第 42 条 第 40 条の規定により指定された伝搬障害指定区域は、電波電波路の中心線のすべて又は一部が地表又は水面からの高さが 45m 以上となる当該電波伝搬路の地上又は水上への投影面の中心線の両側 50m の区域を指定するものとする。

別添 8（第 45 条関係）

伝搬障害の判定の基準

高層建築物等の高層部分に係る伝搬障害の判定は、当該高層部分が空中線の近傍区間（空中線の開口面から見通し線上で空中線口径 φ[m] の 10 倍の距離までの区間をいう。以下同じ。）にある場合とそれ以外の区間にある場合とに分けて行うものとする。この場合において、当該高層部分が両区間にまたがって存在する場合には双方の判定を行うものとする。なお、対流圏散乱及び山岳回折による通信を前提とする伝搬路の場合には、見通し線を電波伝搬路の中心線としてみなすこととし、垂直方向については、散乱点及び山岳回折点を考慮して判定を行うこととする。また、洋上風力発電設備にあつては、構造として全方位に回転することが可能であるとともに、特に浮体式である場合には、垂直方向及び水平方向において動揺することから、それらに考慮して判定を行うものとする。

〔1・2 略〕

別表 2（第 3 条関係）

無線局の目的、免許の主体及び開設の理由並びに通信事項

無線局の目的	免許の主体及び開設の理由	通信事項
〔略〕	〔略〕	〔略〕
公共業務用	〔略〕	〔略〕

〔新設〕

第 42 条 第 40 条の規定により指定された伝搬障害指定区域は、電波電波路の中心線のすべて又は一部が地上高 45m 以上となる当該電波伝搬路の地表投影面の中心線の両側 50m の区域を指定するものとする。

別添 8（第 45 条関係）

伝搬障害の判定の基準

建築物等の高層部分に係る伝搬障害の判定は、当該高層部分が空中線の近傍区間（空中線の開口面から見通し線上で空中線口径 φ[m] の 10 倍の距離までの区間をいう。以下同じ。）にある場合とそれ以外の区間にある場合とに分けて行うものとする。この場合において、当該高層部分が両区間にまたがって存在する場合には双方の判定を行うものとする。

〔1・2 同左〕

別表 2（第 3 条関係）

無線局の目的、免許の主体及び開設の理由並びに通信事項

無線局の目的	免許の主体及び開設の理由	通信事項
〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
公共業務用	〔同左〕	〔同左〕

	33 河川法第 44 条第 1 項に規定するダムを設置する者が、同法第 45 条の規定による観測及び同法第 48 条に規定する措置の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。	放流警報又は霧警報に関する事項
	[略]	[略]
	68 港湾法第 12 条第 1 項各号に掲げる業務を行う者が、同法第 2 条第 3 項に規定する港湾区域及び同条第 4 項に規定する臨海地区において、入出港の通知、バースや錨地の指定等に必要な通信を行うために開設するものであること。	港湾管理に関する事項
	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

別紙 2（第 5 条関係）無線局の目的別審査基準

〔第 1 略〕

第 2 陸上関係

〔1～3 略〕

4 その他

〔（1）～（15）略〕

（16）ローカル 5G の無線局

〔ア 略〕

イ 電気通信業務用

〔（ア）～（キ）略〕

（ク）他の無線局との干渉調整等

A 他の免許人所属のローカル 5G の無線局

〔（A）・（B）略〕

（C）海域において自己土地利用をする場合にあっては、以下の書類（占有者からの依頼によりローカル 5G に係るシステムの構築等を行う者にあっては依頼状等その証拠書類を含む。）により業務区域となる海域の占有をしている事実が明らかであること。

a 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律に基づき、公募占用計画の認定を受けていることを証する書類

〔b・c 略〕

〔（D）～（P）略〕

	33 河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 44 条第 1 項に規定するダムを設置する者が、同法第 45 条の規定による観測及び同法第 48 条に規定する措置の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。	放流警報又は霧警報に関する事項
	[同左]	[同左]
	68 港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 12 条第 1 項各号に掲げる業務を行う者が、同法第 2 条第 3 項に規定する港湾区域及び同条第 4 項に規定する臨海地区において、入出港の通知、バースや錨地の指定等に必要な通信を行うために開設するものであること。	港湾管理に関する事項
	[同左]	[同左]
[同左]	[同左]	[同左]

別紙 2（第 5 条関係）無線局の目的別審査基準

〔第 1 同左〕

第 2 〔同左〕

〔1～3 同左〕

4 〔同左〕

〔（1）～（15）同左〕

（16）〔同左〕

〔ア 同左〕

イ 〔同左〕

〔（ア）～（キ）同左〕

（ク）〔同左〕

A 〔同左〕

〔（A）・（B）同左〕

（C）〔同左〕

a 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成 30 年法律第 89 号）に基づき、公募占用計画の認定を受けていることを証する書類

〔b・c 同左〕

〔（D）～（P）同左〕

[B～D 略]
[ケ～サ 略]
[ウ 略]

[B～D 同左]
[ケ～サ 同左]
[ウ 同左]

附 則

この訓令は、令和 7 年※月※日から施行する。